

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人大阪大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して、その者の業務実績に応じて行っている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

該当者なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	9,094	5,810	2,590	694 (地域手当)		8月25日	
法人の長	12,547	8,637	2,877	1,033 (地域手当)	8月26日		
A理事	7,106	4,425	2,071	530 (地域手当) 80 (通勤手当)		8月25日	
B理事	7,036	4,425	2,071	530 (地域手当) 10 (通勤手当)		8月25日	
C理事	7,091	4,425	2,071	530 (地域手当) 65 (通勤手当)		8月25日	
D理事	7,106	4,425	2,071	530 (地域手当) 80 (通勤手当)		8月25日	
E理事	6,968	4,425	1,973	530 (地域手当) 40 (通勤手当)		8月25日	※
F理事	7,066	4,425	2,071	530 (地域手当) 40 (通勤手当)		8月25日	
G理事	6,983	4,425	1,973	530 (地域手当) 55 (通勤手当)		8月25日	

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
H理事	17,537	11,004	4,295	1,428 (地域手当) 210 (通勤手当) 600 (特別赴任手当)			◇
I理事	9,960	6,578	2,302	789 (地域手当) 291 (通勤手当)	8月26日		
J理事	9,803	6,578	2,302	789 (地域手当) 134 (通勤手当)	8月26日		
K理事	9,697	6,578	2,302	789 (地域手当) 28 (通勤手当)	8月26日		
L理事	9,749	6,578	2,302	789 (地域手当) 80 (通勤手当)	8月26日		
M理事	9,697	6,578	2,302	789 (地域手当) 28 (通勤手当)	8月26日		
N理事	9,760	6,578	2,302	789 (地域手当) 91 (通勤手当)	8月26日		
O理事	9,615	6,578	2,192	789 (地域手当) 56 (通勤手当)	8月26日		
A監事	13,233	8,688	3,363	1,032 (地域手当) 150 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	2,645	2,645	-	-			

注1:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注2:「特別赴任手当」とは、本学が遠隔地に居住する者を役員として任命した場合において、やむを得ず家族と別居せざるを得ないときに支給されているものである。

注3:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等情報公開法対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

注4:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人等役員となるために本府省課長・企画官相当職以上で退職をし、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職	
法人の長	12,944 (38,144)	7年 (19)	5月 (5)	H23.8.25	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	
A理事	5,616 (53,491)	4年 (32)	1月 (7)	H23.8.25	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	
B理事	5,616	4年	1月	H23.8.25	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	※
C理事	5,616 (51,775)	4年 (31)	1月 (6)	H23.8.25	1.0	文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案して決定した。	

注1:法人の長及びA理事、C理事については役員在職期間を役員退職手当規定に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注2:法人の長については、理事在職期間(H16.4.1~H19.8.25)を含めた金額を記載した。また、理事在職期間の業績勘案率は1.1である。

注3:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等情報公開法対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

人件費の予算配分においては大学と部局の責任と権限を定め、管理運営における総長のリーダーシップを明確にするとともに、効率化などに対応する財政の健全性を担保する方策を策定し、それに基づき適正な人件費管理を行うものとする。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員等の給与改定状況及び法人の業務実績、財務状況等を考慮しつつ、かつ、社会一般の情勢に適合したものとなるように定めている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

個人の評価(教員については、教育業績、研究業績、社会貢献を判断して行うものとし、教員以外については、平成18年11月に導入した新勤務評価制度により行うものとする)を給与に反映させるため、賞与(業績手当)、昇給等の制度を積極的に活用している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
昇格	勤務成績が優秀な教職員については、その者が従事する職務に応じ、かつ、総合的な評価に基づき、1級上位の級に昇格させることができる。
昇給	勤務成績に応じて昇給させることができる給与制度を整備し、勤務成績が「極めて良好」である場合、管理職層の10%、中間・初任層の5%に適用し、「特に良好」である場合、管理職層の30%、中間層の20%、初任層の15%に適用している。
降格・降給	勤務成績が不良な教職員については、その者が従事する職務に応じた下位の級に降格し、又は1号俸以上下位の号俸に降給させることができる。
賞与(業績手当)	成績率に8つのランクを設け業績を反映させている。
大阪大学功績賞	大学における教育、研究、社会・国際貢献又は管理運営の一層の発展を期することを目的に、これらの功績が特に顕著であると認められる教員を表彰し副賞(功績賞特別賞100万円、功績賞30万円)を支給している。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

1.平成22年人事院勧告に依拠した給与制度の改正

平成23年4月に43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日に昇給した教職員(これに準ずる者を含む)に対して1号俸上位の号俸とする調整を行った。

2.部局長に対する指定職基本給表適用廃止に関する改正

平成23年4月から部局長の職責に対してより明確にその労に報いるため、部局長に対する指定職基本給表の適用を廃止し、定額の管理職手当を支給する規程改正を行った。

3.特例職員の給与及び退職手当にかかる特例制度を技術職員(医療)へ拡充

平成23年6月から、診療活動の活性化及び医療の質の向上に資するため、常時勤務する薬剤師又は臨床検査技師等のうち特例職員として採用された者についても賞与の支給期ごとに別途特別賞与を支給することとした。ただし、これらの方には退職手当は支給されない。

4.災害応急作業等手当の創設

東日本大震災に対処するための作業に従事する教職員に対して災害応急作業等手当を支給する制度を創設した。

5.大阪大学総長顕彰及び大阪大学総長奨励賞の創設

大阪大学功績賞を発展的に解消し、教育、研究、社会・国際貢献又は管理運営上の業績が特に顕著であると認められる教員を顕彰する大阪大学総長顕彰及び教育又は研究分野で将来活躍が期待される若手教員を顕彰し奨励する大阪大学総長奨励賞の受賞者に副賞を支給する制度を平成24年2月に創設した。(平成24年度中に表彰式を実施する。)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	人 3710	歳 44.7	千円 7,674	千円 5,703	千円 131	千円 1,971
事務・技術	人 934	歳 42.4	千円 5,830	千円 4,405	千円 166	千円 1,425
教育職種 (大学教員)	人 2197	歳 47.0	千円 8,995	千円 6,641	千円 117	千円 2,354
医療職種 (病院看護師)	人 387	歳 38.8	千円 5,453	千円 4,100	千円 105	千円 1,353
技能・労務職種	人 13	歳 50.4	千円 5,810	千円 4,400	千円 214	千円 1,410
教育職種 (歯科技工士養成学校教員)	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
教育職種 (外国人教師等)	人 6	歳 51.5	千円 10,475	千円 7,419	千円 173	千円 3,056
医療職種 (病院医療技術職員)	人 169	歳 41.5	千円 5,724	千円 4,325	千円 162	千円 1,399
指定職種	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

在外職員	人 2	歳 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -
------	--------	--------	---------	---------	---------	---------

非常勤職員	人 484	歳 33.6	千円 4,263	千円 3,659	千円 62	千円 604
事務・技術	人 6	歳 56.0	千円 4,226	千円 3,094	千円 121	千円 1,132
教育職種 (大学教員)	人 105	歳 40.0	千円 4,981	千円 4,981	千円 0	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 86	歳 33.2	千円 2,627	千円 2,627	千円 0	千円 0
事務・技術職種 (特例職員)	人 41	歳 39.6	千円 3,837	千円 2,998	千円 203	千円 839
医療職種 (特例看護職員)	人 246	歳 29.5	千円 4,601	千円 3,579	千円 86	千円 1,022

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 常勤職員の医療職種(病院医師)及び非常勤職員の医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。

注4: 指定職種とは、特に指定された高度な業務を行う職種を示す。

注5: 教育職種(歯科技工士養成学校教員)、指定職種及び在外職員については、該当者がそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

注6: 非常勤職員の事務・技術職種(特例職員)とは、常勤職員の事務・技術と同種の業務であり、本学では常勤職員として取り扱っている。

注7: 非常勤職員の医療職種(特例看護職員)とは、常勤職員の医療職種(病院看護師)と同種の業務であり、本学では常勤職員として取り扱っている。

[年俸制適用者]

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち賞与	
					うち通勤手当	
非常勤職員	630	40.2	5,760	5,760	0	0
事務・技術職種 (特任職員)	158	39.8	4,043	4,043	0	0
教育職種 (寄附講座等教員等)	441	41.0	6,522	6,522	0	0
医療職種 (特任医療技術職員)	31	30.4	3,663	3,663	0	0

注1:常勤職員、在外職員、任期付職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注2:事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)については、該当する職種がないため省略した。

注3:事務・技術職種(特任職員)とは、常勤職員の事務・技術と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注4:教育職種(寄附講座等教員等)とは、常勤職員の教育職種(大学教員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

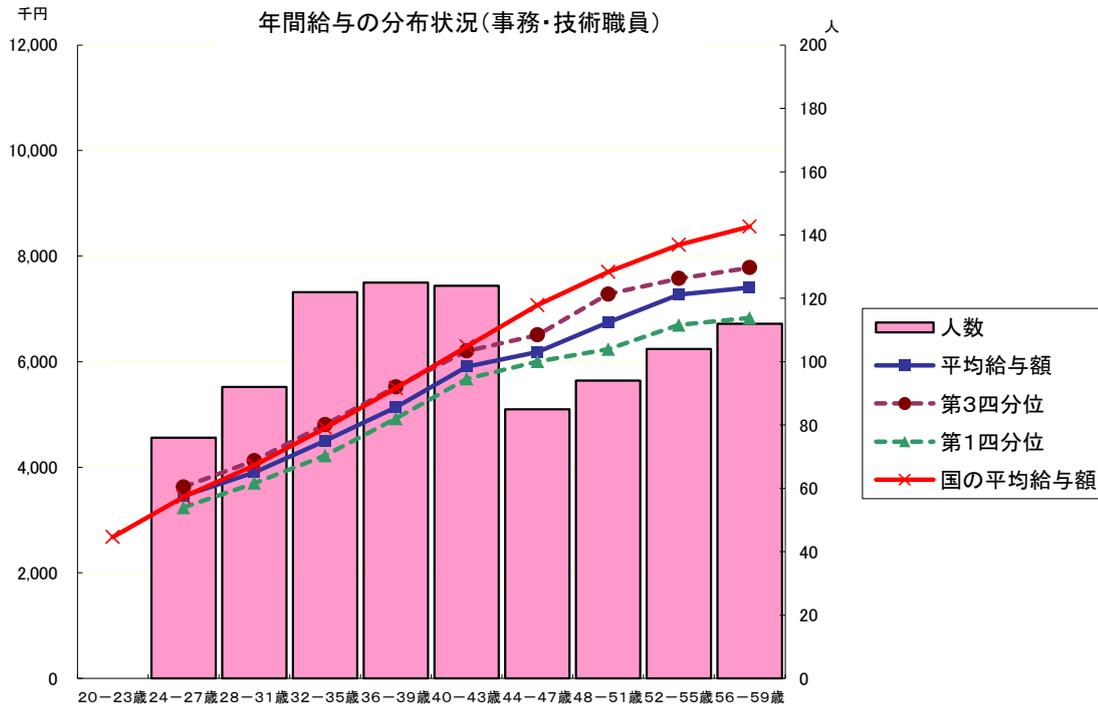
注5:医療職種(特任医療技術職員)とは、常勤職員の医療職種(病院医療技術職員)と同種の業務であるが給与形態が異なる職種である。

注6:年俸制適用者については、本学では常勤職員として取り扱っている。

② 年間給与の分布状況

(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

[在外職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

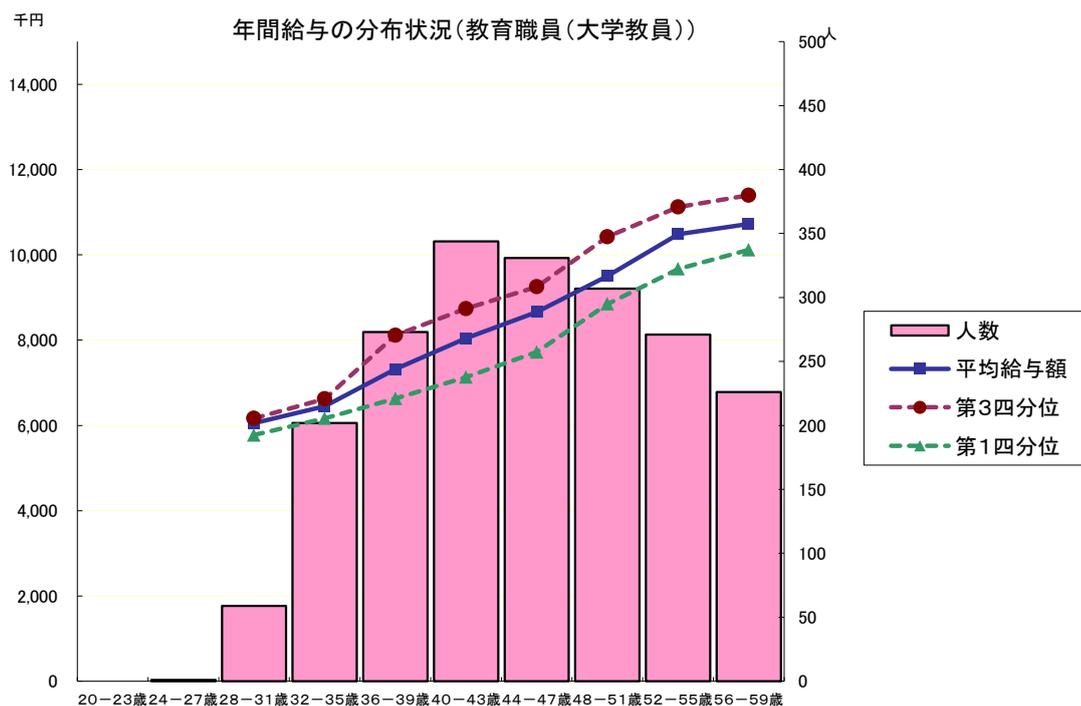


注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
部長	11	56.3	8,840	11,014	9,784	
課長	56	54.2	8,188	8,682	8,367	
課長補佐	88	53.1	6,867	7,344	7,110	
係長	340	46.6	5,856	6,703	6,262	
主任	220	39.3	4,469	5,701	5,122	
係員	219	31.2	3,461	3,994	3,803	

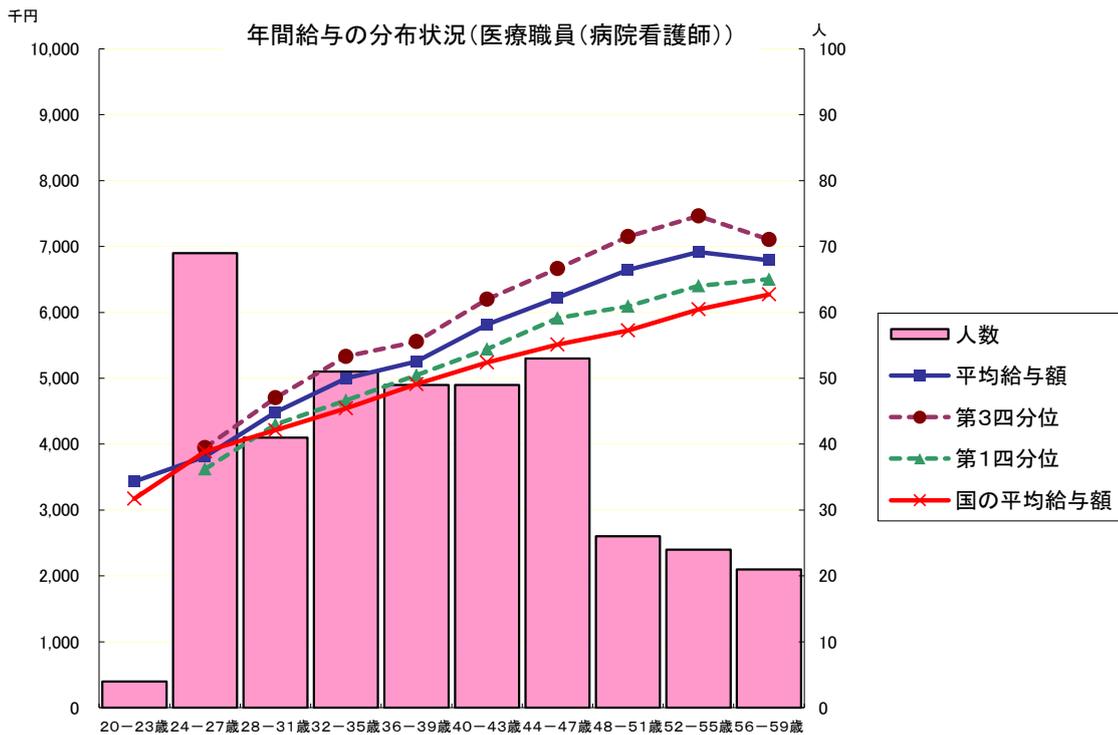
注:「分布状況を示すグループ」欄の各職位の相当職については、「部長」には「監査室長」及び「次長」を含み、「課長」には「室長」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には「室長補佐」、「事務長補佐」、「専門員」、「主任専門職員」を含み、「係長」には「専門職員」を含む。また、「係員」とは「事務職員」、「技術職員」、「図書職員」を示す。



注:年齢24～27歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位
			第1分位	第3分位		
教授	750	54.6	10,384	11,414	10,954	11,414
准教授	636	45.9	8,482	9,218	8,834	9,218
講師	136	45.1	7,557	8,841	8,227	8,841
助教	656	39.5	6,298	7,164	6,751	7,164
助手	13	51.6	6,595	6,980	6,776	6,980
教務職員	6	50.7	5,943	6,161	6,050	6,161



注: 年齢20～23歳の該当者は4人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	2	-	-	-	-	-	-
副看護部長	4	53.3	-	-	7,737	-	-
看護師長	47	49.4	6,598	6,928	6,928	7,276	7,276
副看護師長	66	40.0	5,427	5,801	5,801	6,157	6,157
看護師	266	36.1	4,039	4,889	4,889	5,618	5,618
准看護師	2	-	-	-	-	-	-

注1: 副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注2: 看護部長及び准看護師の該当者はそれぞれ2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注3: 「看護師」には看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 (事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職位		事務職員 技術職員 図書職員	主任 事務職員 技術職員 図書職員	係長 専門職員 技術専門職員 主任 図書職員	課長補佐 専門職員 主任専門職員 技術専門職員 係長 専門職員 技術専門職員	課長 事務長 室長 課長補佐 専門職員 技術専門職員	部長(部長相当職を含む) 課長 事務長 室長 技術専門職員	部長(部長相当職を含む)	部長(部長相当職を含む)
人員 (割合)	934	103 (11.0%)	185 (19.8%)	424 (45.4%)	135 (14.5%)	62 (6.6%)	16 (1.7%)	7 (0.7%)	2 (0.2%)
年齢 (最高～最低)		53～24	52～26	59～32	59～42	59～34	59～43	59～49	-
所定内給与年額 (最高～最低)		2,992～ 2,360	4,067～ 2,622	5,349～ 3,046	5,751～ 4,513	6,931～ 4,914	7,505～ 6,241	8,395～ 6,474	-
年間給与額 (最高～最低)		3,921～ 3,117	5,275～ 3,463	7,026～ 4,101	7,693～ 6,000	8,969～ 6,708	9,650～ 8,259	11,014～ 8,552	-

区分	9級	10級
標準的な職位	別に定める	別に定める
人員 (割合)	該当無し (-%)	該当無し (-%)
年齢 (最高～最低)		
所定内給与年額 (最高～最低)		
年間給与額 (最高～最低)		

注:8級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授
人員 (割合)	2197	6 (0.3%)	669 (30.5%)	136 (6.2%)	636 (28.9%)	750 (34.1%)
年齢 (最高～最低)		54～47	62～26	61～31	63～30	64～38
所定内給与年額 (最高～最低)		4,659～ 4,377	6,293～ 3,983	7,215～ 4,563	7,621～ 4,661	12,783～ 5,720
年間給与額 (最高～最低)		6,190～ 5,920	8,380～ 5,262	9,628～ 6,163	10,688～ 6,160	16,130～ 7,627

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師 助産師	看護師長 副看護師長	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	看護師長	看護師長
人員 (割合)	387	2 (0.5%)	266 (68.7%)	68 (17.6%)	46 (11.9%)	4 (1.0%)	1 (0.3%)	該当無し (-%)
年齢 (最高～最低)		-	59～22	59～29	59～40	56～51	-	
所定内給与年額 (最高～最低)		-	5,181～ 2,541	5,416～ 3,294	5,714～ 4,293	6,722～ 5,413	-	
年間給与額 (最高～最低)		-	6,877～ 3,355	7,183～ 4,409	7,757～ 6,124	8,872～ 7,558	-	

注:1級における該当者が2人及び6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 65.6	% 64.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.7	% 34.4	% 35.5
	最高～最低	% 48.0～32.3	% 44.6～30.4	% 46.2～31.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 66.6	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.7	% 33.4	% 34.5
	最高～最低	% 40.8～26.4	% 40.7～24.2	% 40.8～25.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.4	% 63.8	% 62.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.6	% 36.2	% 37.3
	最高～最低	% 43.5～33.3	% 40.7～30.5	% 42.1～32.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 66.1	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 33.9	% 35.1
	最高～最低	% 47.4～30.4	% 40.7～28.0	% 42.1～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.6	% 59.7	% 58.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.4	% 40.3	% 41.3
	最高～最低	% 45.2～40.8	% 41.8～38.1	% 43.4～39.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.8	% 65.4	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.2	% 34.6	% 35.9
	最高～最低	% 43.5～30.1	% 40.7～26.5	% 42.1～28.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))
対他の国立大学法人等

91.0
103.9

(教育職員(大学教員))
対他の国立大学法人等

106.2

(医療職(病院看護師))
対国家公務員(医療職(三))
対他の国立大学法人等

108.9
107.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
対国家公務員	91.0		
指数の状況	参考	地域勘案	92.0
		学歴勘案	89.8
		地域・学歴勘案	91.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未達となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47.62% (国からの財政支出額 63,733,000,000円、支出予算の総額 133,840,000,000円：平成23年度予算) ※国からの財政支出額とは、年度計画の予算の収入における国の財源措置額(運営費交付金、補助金等の名称の如何を問わず、国から交付される資金)の合計を指す。 【検証結果】 本学の事務・技術職員と国家公務員(行政職(一)適用者)間での人員構成及び平均年齢等の違いがあるため、単純に比較できないが、給与水準は社会情勢に適合し、適正なものであると考えている。		
講ずる措置	今後も引き続き社会情勢に適合した給与水準の維持に努めたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
対国家公務員	108.9		
指数の状況	参考	地域勘案	103.8
		学歴勘案	106.8
		地域・学歴勘案	103.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	地域手当の支給割合が12%であること、新規採用者のうち大卒者が多いこと、組織が大きいため役職者の占める割合が大きいこと、1級(准看護師)の構成割合が国と比較して低いこと等が影響していると考えられる。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であること等から、給与水準は概ね適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 47.62% (国からの財政支出額 63,733,000,000円、支出予算の総額 133,840,000,000円：平成23年度予算) ※国からの財政支出額とは、年度計画の予算の収入における国の財源措置額(運営費交付金、補助金等の名称の如何を問わず、国から交付される資金)の合計を指す。 【検証結果】 本学の看護師と国家公務員(医療職(三)適用者)間での人員構成及び平均年齢等の違いがあるため、単純に比較できないが、給与水準は社会情勢に適合し、適正なものであると考えている。		
講ずる措置	今後も引き続き社会情勢に適合した給与水準の維持に努めたい。		

○教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

104.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成23年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	34,574,663	34,763,290	△ 188,627	(△0.5)	△ 188,627	(△0.5)
退職手当支給額 (B)	3,754,641	2,259,530	1,495,111	(66.2)	1,495,111	(66.2)
非常勤役職員等給与 (C)	17,752,036	16,640,853	1,111,183	(6.7)	1,111,183	(6.7)
福利厚生費 (D)	6,193,150	5,875,763	317,387	(5.4)	317,387	(5.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	62,274,490	59,539,436	2,735,054	(4.6)	2,735,054	(4.6)

注1:「給与、報酬等支給総額」においては、受託研究費により雇用される常勤職員に係る費用を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注3:「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

○行革推進法、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況について

①中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

行革推進法に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

行革推進法に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	39,634,275	38,202,713	37,596,624	36,378,320	35,483,005	34,763,290	34,574,663
人件費削減率 (%)		△ 3.6	△ 5.1	△ 8.2	△ 10.5	△ 12.3	△ 12.8
人件費削減率(補正值) (%)		△ 3.6	△ 5.8	△ 8.9	△ 8.8	△ 9.1	△ 9.3

注1:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額であり、統合前の本学及び大阪外国語大学の金額の合計値を記載している。

注2:平成18年度の給与、報酬等支給総額には、統合前の本学及び大阪外国語大学の金額の合計値を記載し、平成19年度の給与、報酬等支給総額には、統合前の本学、大阪外国語大学及び統合後の本学の本学金額の合計値を記載している。

注3:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%、▲0.23%である。

IV 法人が必要と認める事項

- ・Ⅱ-2-⑤職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標について

この比較指標については、地域手当が含まれた年額にて算出している。

当該手当の区分は、18%支給地域、15%支給地域、12%支給地域、10%支給地域、6%支給地域、3%支給地域、となっており、本学は12%支給地域(吹田市、箕面市)、10%支給地域(豊中市、枚方市、茨木市、尼崎市)及び15%支給地域(大阪市)に該当しているが、大学の管理運営の必要性から統一的に12%支給地域として取り扱っている。

- ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与見直しに係る本学の対応状況(6月29日時点)について

【役員】

平成24年4月から実施

【教職員】

平成24年7月から実施